

利用料金表＜一般入所・多床室（4人部屋）＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<1割負担>

介護 保険 負担 割合 分	要介護度	基本単位	加算					1日 (1割負担)	30日
			日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰイ	常勤医師配置加算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		
	要介護1	589	36	6	22	25	95	773	¥23,190
	要介護2	659	36	6	22	25	105	853	¥25,590
	要介護3	732	36	6	22	25	115	936	¥28,080
	要介護4	802	36	6	22	25	125	1,016	¥30,480
	要介護5	871	36	6	22	25	135	1,095	¥32,850
	+								

食費・居住費	負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
	第1段階	生活保護受給者		300	0	300	¥9,000
	第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	390	430	820	¥24,600
	第3段階①	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	650	430	1,080	¥32,400
	第3段階②	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,360	430	1,790	¥53,700
	第4段階	世帯に課税者がある者		1,445	915	2,360	¥70,800
		市民税本人課税者					

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	6	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	22	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
常勤医師配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	50/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）	一同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）	
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）	
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）	
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）	
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）	

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜一般入所・ユニット型個室＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<1割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算						1日 (1割負担)	30日
			日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	個別機能訓練加算	夜勤職員配置加算Ⅱ	常勤医師配置加算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		
	要介護1	670	46	4	12	18	25	109	884	¥26,520
	要介護2	740	46	4	12	18	25	119	964	¥28,920
	要介護3	815	46	4	12	18	25	129	1,049	¥31,470
	要介護4	886	46	4	12	18	25	139	1,130	¥33,900
	要介護5	955	46	4	12	18	25	149	1,209	¥36,270
	＋									

食費・居住費	負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
	第1段階	生活保護受給者		300	880	1,180	¥35,400
	第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下		390	880	1,270	¥38,100
	第3段階①	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円超120万円以下		650	1,370	2,020	¥60,600
	第3段階②	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超		1,360	1,370	2,730	¥81,900
	第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	2,066	3,511	¥105,330

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②だんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	4	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	18	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は嚆痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
常勤医師配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	50/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）	→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）	
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）	
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	
・ 老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）	
・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）	
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）	

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜短期入所・多床室（4人部屋）＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜1割負担＞

介護 保険 負担 割合 分	要介護度	基本単位	加算			1日 （1割負担）	保険限度内	
			サービス提供体 制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加 算Ⅰ	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	451	22	-	67	540	11	¥5,940
	要支援2	561	22	-	82	665	18	¥11,970
	要介護1	603	22	13	90	728	27	¥19,656
	要介護2	672	22	13	99	806	28	¥22,568
	要介護3	745	22	13	110	890	30	¥26,700
	要介護4	815	22	13	119	969	30	¥29,070
	要介護5	884	22	13	129	1048	30	¥31,440

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	0	300	¥9,000
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額 ＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円 （夫婦は1,650万円）以下	600	430	1,030	¥30,900
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額 ＋合計所得金額が年額80万円を超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円 （夫婦は1,550万円）以下	1,000	430	1,430	¥42,900
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額 ＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円 （夫婦は1,500万円）以下	1,300	430	1,730	¥51,900
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	915	2,360	¥70,800

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算Ⅰ	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合に算定。
機能訓練体制加算	12	定員100名（短期入所含む）に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算Ⅰ	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の 14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

- ※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。
- ※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。
- ※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜短期入所・従来型個室＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜1割負担＞

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (1割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	451	22	-	67	540	11	5,940
	要支援2	561	22	-	82	665	18	11,970
	要介護1	603	22	13	90	728	27	19,656
	要介護2	672	22	13	99	806	28	22,568
	要介護3	745	22	13	110	890	30	26,700
	要介護4	815	22	13	119	969	30	29,070
	要介護5	884	22	13	129	1,048	30	31,440

+

負担限度額段階	基準	食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者	300	380	680	20,400
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	480	1,080	32,400
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円を超120万円以下かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	880	1,880	56,400
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1500万円）以下	1,300	880	2,180	65,400
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者	1,445	1,231	2,676	80,280

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入を緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜短期入所・ユニット型＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜1割負担＞

介護 保 険 負 担 割 合 分	要介護度	基本単位	加算			1日 (1割負担)	保険限度内	
			サービス提供 体制強化加算 Ⅰ	夜勤職員配置 加算Ⅱ	介護職員等処 遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	529	22	-	78	629	9	5,661
	要支援2	656	22	-	95	751	16	12,016
	要介護1	704	22	18	105	849	23	19,527
	要介護2	772	22	18	114	926	24	22,224
	要介護3	847	22	18	125	1,012	30	30,360
	要介護4	918	22	18	135	1,093	30	32,790
	要介護5	987	22	18	144	1,171	30	35,130

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	880	1,180	35,400
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	880	1,480	44,400
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	1,370	2,370	71,100
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1500万円）以下	1,300	1,370	2,670	80,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	2,066	3,511	105,330

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	18	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜一般入所・多床室（4人部屋）＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<2割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算					1日 (2割負担)	30日
			日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰイ	常勤医師配置加算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		
	要介護1	589	36	6	22	25	95	1,546	¥46,380
	要介護2	659	36	6	22	25	105	1,706	¥51,180
	要介護3	732	36	6	22	25	115	1,872	¥56,160
	要介護4	802	36	6	22	25	125	2,032	¥60,960
	要介護5	871	36	6	22	25	135	2,190	¥65,700

+

食費・居住費	負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
	第1段階	生活保護受給者		300	0	300	¥9,000
	第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	390	430	820	¥24,600
	第3段階①	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	650	430	1,080	¥32,400
	第3段階②	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,360	430	1,790	¥53,700
	第4段階	世帯に課税者がいる者		1,445	915	2,360	¥70,800
		市民税本人課税者					

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	6	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	22	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
常勤医師配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	50/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）	一同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）	
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）	
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）	
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）	
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）	

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜一般入所・ユニット型個室＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

<2割負担>

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算						1日 (2割負担)	30日
			日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	個別機能訓練加算	夜勤職員配置加算Ⅱ	常勤医師配置加算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		
	要介護1	670	46	4	12	18	25	109	1,768	¥53,040
	要介護2	740	46	4	12	18	25	119	1,928	¥57,840
	要介護3	815	46	4	12	18	25	129	2,098	¥62,940
	要介護4	886	46	4	12	18	25	139	2,260	¥67,800
	要介護5	955	46	4	12	18	25	149	2,418	¥72,540
	＋									

食費・居住費	負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
	第1段階	生活保護受給者		300	880	1,180	¥35,400
	第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	390	880	1,270	¥38,100
	第3段階①	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	650	1,370	2,020	¥60,600
	第3段階②	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,360	1,370	2,730	¥81,900
	第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	2,066	3,511	¥105,330

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死に日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死に日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死に日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死に日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	4	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	18	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
常勤医師配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	50/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜短期入所・多床室（4人部屋）＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜2割負担＞

介護 保険 負担 割合 分	要介護度	基本単位	加算			1日 （2割負担）	保険限度内	
			サービス提供体 制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加 算Ⅰ	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	451	22	-	67	1,080	11	¥11,880
	要支援2	561	22	-	82	1,330	18	¥23,940
	要介護1	603	22	13	90	1,456	27	¥39,312
	要介護2	672	22	13	99	1,612	28	¥45,136
	要介護3	745	22	13	110	1,780	30	¥53,400
	要介護4	815	22	13	119	1,938	30	¥58,140
	要介護5	884	22	13	129	2,096	30	¥62,880

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	0	300	¥9,000
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額 ＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円 （夫婦は1,650万円）以下	600	430	1,030	¥30,900
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額 ＋合計所得金額が年額80万円を超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円 （夫婦は1,550万円）以下	1,000	430	1,430	¥42,900
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額 ＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円 （夫婦は1,500万円）以下	1,300	430	1,730	¥51,900
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	915	2,360	¥70,800

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算Ⅰ	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合に算定。
機能訓練体制加算	12	定員100名（短期入所含む）に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算Ⅰ	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の 14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

- ※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。
- ※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。
- ※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜短期入所・従来型個室＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜2割負担＞

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (2割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	451	22	-	67	1,080	11	11,880
	要支援2	561	22	-	82	1,330	18	23,940
	要介護1	603	22	13	90	1,456	27	39,312
	要介護2	672	22	13	99	1,612	28	45,136
	要介護3	745	22	13	110	1,780	30	53,400
	要介護4	815	22	13	119	1,938	30	58,140
	要介護5	884	22	13	129	2,096	30	62,880

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	380	680	20,400
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	480	1,080	32,400
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円を超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	880	1,880	56,400
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1500万円）以下	1,300	880	2,180	65,400
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	1,231	2,676	80,280

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入を緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜短期入所・ユニット型＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜2割負担＞

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (2割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	529	22	-	78	1,258	9	11,322
	要支援2	656	22	-	95	1,546	16	24,736
	要介護1	704	22	18	105	1,698	23	39,054
	要介護2	772	22	18	114	1,852	24	44,448
	要介護3	847	22	18	125	2,024	30	60,720
	要介護4	918	22	18	135	2,186	30	65,580
	要介護5	987	22	18	144	2,342	30	70,260

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	880	1,180	35,400
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	880	1,480	44,400
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	1,370	2,370	71,100
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,300	1,370	2,670	80,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	2,066	3,511	105,330

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	18	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜一般入所・多床室（4人部屋）＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜3割負担＞

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算					1日 (3割負担)	30日
			日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰイ	常勤医師配置加算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		
	要介護1	589	36	6	22	25	95	2,319	69,570
	要介護2	659	36	6	22	25	105	2,559	76,770
	要介護3	732	36	6	22	25	115	2,808	84,240
	要介護4	802	36	6	22	25	125	3,048	91,440
	要介護5	871	36	6	22	25	135	3,285	98,550
	＋								

食費・居住費	負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
	第1段階	生活保護受給者		300	0	300	9,000
	第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	390	430	820	24,600
	第3段階①	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	650	430	1,080	32,400
	第3段階②	世帯全員が市民非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,360	430	1,790	53,700
	第4段階	世帯に課税者がいる者		1,445	915	2,360	70,800
		市民税本人課税者					

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	6	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	22	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
常勤医師配置加算	25	常勤・専従の医師を1人以上配置した場合に算定。
協力医療機関連携加算	50/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）	一同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）	
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）	
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）	
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）	
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）	

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜一般入所・ユニット型個室＞									
利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費									
＜3割負担＞									
介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算						1日 (3割負担)
			日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	個別機能訓練加算	夜勤職員配置加算Ⅱ	常勤医師配置加算	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	30日
	要介護1	670	46	4	12	18	25	109	2,652
	要介護2	740	46	4	12	18	25	119	2,892
	要介護3	815	46	4	12	18	25	129	3,147
	要介護4	886	46	4	12	18	25	139	3,390
	要介護5	955	46	4	12	18	25	149	3,627

食費・居住費						
負担限度額段階	基準			食費	居住費	1日
第1段階	生活保護受給者			300	880	1,180
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下			390	880	1,270
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円超120万円以下			650	1,370	2,020
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超			1,360	1,370	2,730
第4段階	世帯に課税者がある者 市民税本人課税者			1,445	2,066	3,511

	単位	加算内容・算定基準等
初期加算	30	利用者が新規に利用及び、1ヶ月以上の入院後再び利用した場合に30日間算定。
入院・外泊時費用加算	246	利用者が入院及び外泊する場合、1ヶ月6日を限度として加算。月をまたぐ場合は最大12日間算定。但し、入院・外泊の初日及び末日の加算はありません。
安全管理体制加算	20	担当者が安全対策に係る外部研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。初日に限り所定単位数を加算。
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者毎のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出・活用し、サービスを適切かつ有効に実施している場合算定。
個別機能訓練加算Ⅰ	12	機能訓練指導員による個別機能訓練加算の計画に基づき、個別機能訓練の実施、評価を行った場合に算定。
生活機能向上連携加算	200	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
療養食加算	6	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
看取り介護加算Ⅰ	144	(1) 看取り介護体制ができていて、死亡日前31日以上45日以下について看取り介護を行った場合。 (2) 看取り介護体制ができていて、死亡日前4日以上30日以下について看取り介護を行った場合。 (3) 看取り介護体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合。 (4) 看取り介護体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合。
日常生活継続支援加算	36	①新規入所者の総数のうち、要介護度4もしくは5の割合が70%以上、又は認知症生活日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上。 ②たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が15%以上。 上記、①②どちらかの要件を満たす場合算定。
看護体制加算	4	①常勤の看護師を1名以上配置 ②看護職員を基準に1名加えた数以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	18	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
常勤医師配置加算	25	常勤・専任の医師を1人以上配置
協力医療機関連携加算	50/月	協力医療機関と入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的に開催した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）	→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）	
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）	
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	
・ 老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）	
・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）	
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）	

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜短期入所・多床室（4人部屋）＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜3割負担＞

介護 保険 負担 割合 分	要介護度	基本単位	加算			1日 （3割負担）	保険限度内	
			サービス提供体 制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加 算Ⅰ	介護職員等処遇 改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	451	22	-	67	1,620	11	17,820
	要支援2	561	22	-	82	1,995	18	35,910
	要介護1	603	22	13	90	2,184	27	58,968
	要介護2	672	22	13	99	2,418	28	67,704
	要介護3	745	22	13	110	2,670	30	80,100
	要介護4	815	22	13	119	2,907	30	87,210
	要介護5	884	22	13	129	3,144	30	94,320

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	0	300	9,000
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額 ＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円 （夫婦は1,650万円）以下	600	430	1,030	30,900
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額 ＋合計所得金額が年額80万円を超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円 （夫婦は1,550万円）以下	1,000	430	1,430	42,900
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額 ＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円 （夫婦は1,500万円）以下	1,300	430	1,730	51,900
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	915	2,360	70,800

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算Ⅰ	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置している場合に算定。
機能訓練体制加算	12	定員100名（短期入所含む）に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算Ⅰ	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

- ※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。
- ※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。
- ※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜短期入所・従来型個室＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜3割負担＞

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (3割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	451	22	-	67	1,620	11	17,820
	要支援2	561	22	-	82	1,995	18	35,910
	要介護1	603	22	13	90	2,184	27	58,968
	要介護2	672	22	13	99	2,418	28	67,704
	要介護3	745	22	13	110	2,670	30	80,100
	要介護4	815	22	13	119	2,907	30	87,210
	要介護5	884	22	13	129	3,144	30	94,320

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	380	680	20,400
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	480	1,080	32,400
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円を超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	880	1,880	56,400
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1500万円）以下	1,300	880	2,180	65,400
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	1,231	2,676	80,280

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	13	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入を緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

利用料金表＜短期入所・ユニット型＞

利用料金＝介護保険負担割合分（報酬単位：1単位10円）＋食費・居住費

＜3割負担＞

介護保険負担割合分	要介護度	基本単位	加算			1日 (3割負担)	保険限度内	
			サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		日数	合計
	要支援1	529	22	-	78	1,887	9	16,983
	要支援2	656	22	-	95	2,319	16	37,104
	要介護1	704	22	18	105	2,547	23	58,581
	要介護2	772	22	18	114	2,778	24	66,672
	要介護3	847	22	18	125	3,036	30	91,080
	要介護4	918	22	18	135	3,279	30	98,370
	要介護5	987	22	18	144	3,513	30	105,390

+

負担限度額段階	基準		食費	居住費	1日	30日
第1段階	生活保護受給者		300	880	1,180	35,400
第2段階	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下	600	880	1,480	44,400
第3段階①	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が年額80万円を超え120万円以下	かつ、預貯金等の合計が550万円（夫婦は1,550万円）以下	1,000	1,370	2,370	71,100
第3段階②	世帯全員が市民税非課税であって、本人の年金収入額＋合計所得金額が120万円超	かつ、預貯金等の合計が500万円（夫婦は1,500万円）以下	1,300	1,370	2,670	80,100
第4段階	世帯に課税者がいる者 市民税本人課税者		1,445	2,066	3,511	105,330

	単位	加算内容・算定基準等
サービス提供体制加算(Ⅰ)	22	介護福祉士を80%以上配置又は勤続10年以上の介護福祉士を35%以上配置。
機能訓練体制加算	12	定員100名(短期入所含む)に対し、常勤専従で機能訓練指導員を1名以上配置している場合に算定。
看護体制加算(Ⅰ)	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定。
夜勤職員配置加算	18	施設が設定した夜勤時間帯において勤務した介護・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている場合に算定。 夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置した場合、これをより評価した加算となる。
送迎加算	184	利用者の自宅と施設との間の送迎を行った場合に算定。
療養食加算	8	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に算定。
生活機能向上連携加算	100	外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを行った場合に算定。
緊急時受入加算	90	ケアプランにない短期入所受入れを緊急に実施した場合に算定。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数の14%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っている場合に算定。

※1.加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

高額介護サービス費

	負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

→同じ世帯のすべての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定（446,400円）

※1. 高齢介護サービス費とは、1か月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。